

自治基本条例 検証シート

◆基礎情報

制度の名称／自治基本条例の条	組織制度（第31条）	担当部課名	総務課総務担当
制度の目的（誰に／何を／どうする）	行政需要の変化に適切かつ迅速に対応し、政策課題を着実に解決できるようにする。		
関係条例等	明石市事務分掌条例、明石市事務分掌規則		
制度の取組状況（主にH30年度以降の取組を記載）			
○毎年4月に組織改正を実施 平成30年度：中核市移行に伴うあかし保健所、あかし動物センターの設置など 平成31年度：すべての人にやさしいまちを目指し、こども局の新設、明石こどもセンターの設置、地域共生社会室の設置など 令和2年度：SDGs未来安心都市の創造に向け、SDGs推進室、本のまち推進室、プロジェクト推進室への再編など 令和3年度：新型コロナウイルス感染対策のため、感染対策統括室の設置など 令和4年度：行政デジタル化推進のため、デジタル推進課の設置、脱炭素社会の実現に向けた環境創造課の設置など 令和5年度：新型コロナウイルス感染症の状況の変化に合わせた感染対策局の廃止・統合、やさしいまちづくりの総合的な推進のため、インクルーシブ推進室への再編など 令和6年度：「対話と共創」という理念のもと、SDGs未来安心都市の実現を更に推進するため、環境産業局の新設、SDGs共創室、プロジェクト推進室への再編など ○4月だけでなく、適時に必要な体制を整備 令和元年度：1月に豊かな海づくり室を設置 令和2年度：4月に感染対策局（安全統括室、広報相談室）を設置、1月に施設整備・人材育成室を設置、2月にコロナワクチン対策室を設置 令和3年度：10月に豊かで安全な海づくり推進室を設置 令和5年度：5月に市民とつながる課を設置			
取組の成果／効果		取組の課題／制度に対する考え方	
施策の推進方針や予算編成に対応した組織体制の整備を行うことで、効率的で効果的な市政運営を進めた。		行政需要の変化に適切かつ迅速に対応することができるよう、引き続き、市長・副市長、各局との協議調整を十分に行い、柔軟な組織体制の整備に努める。	

検証（1）制度が社会情勢に適合しているか

制度に関連した社会情勢	左記の社会情勢の現状と制度が適合しているか	自己検証	横断的検証	市民検証
・新型コロナウイルス感染症の5類移行 ・行政サービスの提供におけるインクルーシブ理念の浸透 ・脱炭素をはじめとしたSDGsの一層の推進 ・地域、企業、大学、国など様々な主体との連携の推進	毎年4月の組織改正だけでなく、社会情勢の変化など、喫緊の課題に迅速に解決を図るため、年度途中における組織改正も実施した。	○	○	

検証（２）本市にふさわしい制度か

	自己検証	横断的検証	市民検証
社会情勢や市民ニーズに対応した施策を展開するために、それらの実現のために必要な組織改正を実施した。	○	○	

検証（３）制度が条例の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	市政運営の基本原則に基づいて、制度が運用されたか （右記「自己検証」で「一」を選択した場合は記載不要）	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	【補足】本制度に馴染まないため。	—	—	
2 公正で透明であること	組織改正の趣旨や内容について、市議会や記者に資料提供するとともに、広報あかしや市ホームページのほか、新聞記事などを通じて広くお知らせしている。	○	○	
3 効果的で効率的であること	毎年度、時代の変化や市民ニーズに対応し、政策課題の解決を図るため、事務量に見合った組織体制となるよう、見直しを行っている。	○	○	
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと	【補足】本制度に馴染まないため。	—	—	

▶ 横断的検証（庁内検証会議）コメント

・室だけ、課と担当、係の有無など、色々な形態の組織が混在して分かりにくくなっている一面があるので、担当制に移行したことによる効果検証等をしっかりと行ってほしい。
--

前回の市民検証報告書の意見に対する各年度の取組状況

組織制度		
平成29年度 検証報告書の内容		平成30年度以降の市の考え方や取り組み・対応状況
1	市はこども未来部を設置するなど、まちづくりのキーワードである「こども」に力を入れているが、地域においても「こども」を対象とした取り組みを行っている。市だけで取り組むのではなく、地域団体との連携をさらに充実させることが住みよいまちづくりにつながる。	こどもを核としたまちづくりに重点的に取り組む中、行政・地域・民間団体等をつなぎ、子どもを総合的に支援するネットワークの構築などを目的として、平成30年に「こども財団」を設立している。こども食堂をはじめ、児童健全育成、子育て支援に取り組む団体の運営支援、ボランティアの育成、さらには放課後児童クラブの運営など、地域と連携した取組を進めている。
2	これからの基礎自治体のあり方として、縦割りではなく、統合性・総合性を持った柔軟な組織になることが求められる。	・中核市移行に向けて平成29年度に部課制から局室制に変更し、組織の集約化、横の連携強化を図ってきた。 ・業務の繁忙状況に応じた柔軟な職員配置を図るため、「室」の中に課を置かない「担当制」の導入も進めており、直近の事例では、令和4年4月に教育委員会において、従来の3課を「教育企画室」に再編した。 ・また、局内応援制度や兼務発令により組織を超えた柔軟な職員配置を行っている。 ・新型コロナウイルス感染症への対応においても、令和3年2月に「コロナワクチン対策室」、そして4月には感染症の急速な拡大に伴う「市感染拡大対策本部」を設置した。さらに事務従事等も活用することで、迅速に全庁的な対応が行えるよう体制を確保した。
3	組織改正における説明責任について、市民に分かりやすい説明を行うため、市としてより丁寧な説明方法を考えることが重要である。	組織改正の趣旨や内容については、市議会や記者に資料提供するとともに、広報あかしや市ホームページのほか、新聞記事などを通じて広くお知らせしている。

4		
---	--	--